

平成19年度

# 事業概要

横浜市資源循環局





# 目 次

第1 機構・組織・人員及び予算	2 市民・事業者・行政が協働し、 ごみ減量を推進.....29
1 資源循環局組織図..... 1	(1) 「ヨコハマはG30」推進本部
2 資源循環局事務分掌..... 5	(2) G30サポーター
3 所属・職種別人員表.....12	(3) 環境事業推進委員制度
4 平成19年度予算.....13	(4) 横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰
第2 ごみ処理	(5) 容器包装類の削減への取組
1 平成18年度処理状況.....19	3 徹底的なごみの分別と資源化の推進.....31
2 平成18年度ごみ組成.....20	(1) 家庭系ごみ
3 処理状況の推移.....21	ア 分別収集品目拡大事業の実施
第3 ごみと資源物の収集	イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集
1 家庭系ごみ.....23	ウ 古紙及び古布の分別収集
(1) 燃やすごみ	エ プラスチック製容器包装の分別収集
(2) 缶・びん・ペットボトル	オ 粗大ごみ及び小さな金属類からの金属回収
(3) 小さな金属類	カ 資源集団回収促進事業
(4) 乾電池	キ 資源回収ボックス事業
(5) プラスチック製容器包装	ク 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成
(6) スプレー缶	ケ 家庭用電気式生ごみ処理機購入助成
(7) 古紙	コ センターリサイクル事業
(8) 古布	サ せん定枝チップ機の貸出
(9) 燃えないごみ	(2) 事業系ごみ
(10) 粗大ごみ	ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ
2 事業系ごみ.....25	イ 立入調査
3 動物の死体処理.....25	ウ 焼却工場での搬入物検査
4 ごみ処理原価年度別推移.....25	エ せん定枝のリサイクル
第4 横浜G30プランの推進	オ 小学校給食残さのリサイクル
1 市民・事業者・行政が情報を共有...26	カ 公共用コンポスト設備設置事業
(1) 広報啓発活動	キ 「市役所ごみゼロ」の推進
(2) リサイクルプラザ事業	
(3) リサイクルコミュニティーセンター事業	

4	環境に配慮したごみ処理の推進.....38	7	最終処分指導.....49
	(1) 焼却処理	8	公共関与による処理処分施設.....50
	(2) 焼却灰の有効利用	9	特定廃棄物処分場跡地利用.....50
	(3) 埋立処分	10	建設リサイクル法等に係る事務.....50
	(4) 焼却工場の余熱利用	11	自動車リサイクル法に係る事務.....51
	(5) 廃棄物資源化技術の調査・研究		
	(6) 排出禁止物・適正処理困難物	第7	研修・厚生
	(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導	1	職員研修.....52
5	環境にやさしい、 きれいなまちづくりの推進.....42	2	衛生管理.....52
	(1) クリーンタウン横浜事業	3	事故防止対策.....52
	(2) 不法投棄防止対策	4	その他.....52
	(3) 放置自動車の処理	第8	(財)横浜市資源循環公社
第5	し尿処理	1	概要.....53
	1 収集処理の状況.....44	2	事業内容.....53
	2 終末処理の状況.....44	第9	手数料関係
	3 公衆トイレ・災害対策用トイレ.....44	1	一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用.....55
	4 浄化槽.....44	2	ごみ処理手数料の推移.....57
	(1) 浄化槽設置の手続き	3	動物死体処理手数料の推移.....58
	(2) 設置指導及び工事検査		
	(3) 維持管理指導		
	5 し尿・浄化槽等汚泥収集状況.....45		
第6	産業廃棄物		
	1 産業廃棄物.....46		
	2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、 適正処理の推進.....47		
	3 第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画 .....48		
	4 不適正処理の監視・指導.....48		
	5 排出事業者指導.....48		
	6 処理業者指導.....49		

## 資料編

### 第1 条例・規則

- 1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び  
適正処理等に関する条例.....59
- 2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び  
適正処理等に関する規則.....69
- 3 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の  
防止及び適正な処理に関する条例.....81
- 4 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止  
及び適正な処理に関する条例施行規則.....84
- 5 横浜市リサイクル施設条例.....86
- 6 横浜市リサイクル施設条例施行規則...88
- 7 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則...89
- 8 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の  
防止に関する条例.....90
- 9 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の  
防止に関する条例の一部を改正する条  
例の施行期日を定める規則.....93
- 10 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の  
防止に関する条例施行規則.....93

### 第2 主要な告示

- 1 一般廃棄物処理計画実施計画.....95
- 2 再生利用等促進物の指定.....102
- 3 適正処理困難物の指定.....102
- 4 美化推進重点地区の指定.....102
- 5 自動販売機の届出対象地区の指定.....102
- 6 喫煙禁止地区の指定.....102
- 7 横浜市が処分する産業廃棄物.....103
- 8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び  
適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく  
総合施策..... 105

### 第3 事業年表

- 1 沿革.....106
- 2 最近の事業.....107

### 第4 施設・車両等

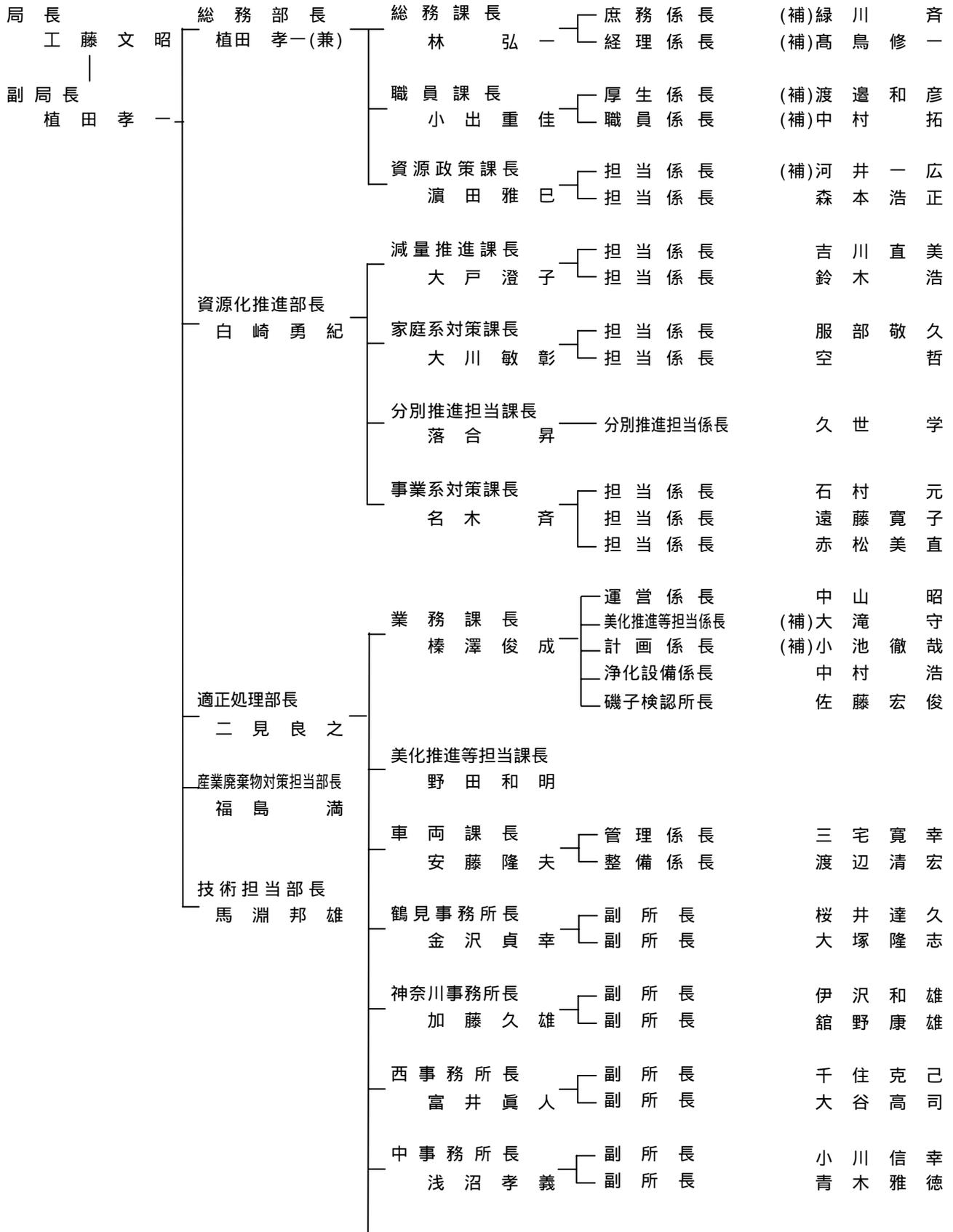
- 1 施設.....113
  - (1) 車両課
  - (2) 事務所
  - (3) し尿検認所
  - (4) 焼却工場
  - (5) 資源開発室
  - (6) 最終処分場
  - (7) 職員住宅
  - (8) リサイクル施設等
  - (9) 収集施設
  - (10) 余熱利用施設
  - (11) 粗大ごみ収集センター
  - (12) 公衆トイレ
- 2 焼却工場・輸送事務所一覧.....119
  - (1) 焼却工場
  - (2) 輸送事務所
- 3 車両等.....122
  - (1) ごみ関係車両
  - (2) し尿関係車両

- 4 資源化施設一覧.....123
- 5 施設配置図.....125

# 第1 機構・組織・人員及び予算

## 1 資源循環局組織図（平成19年5月1日現在）

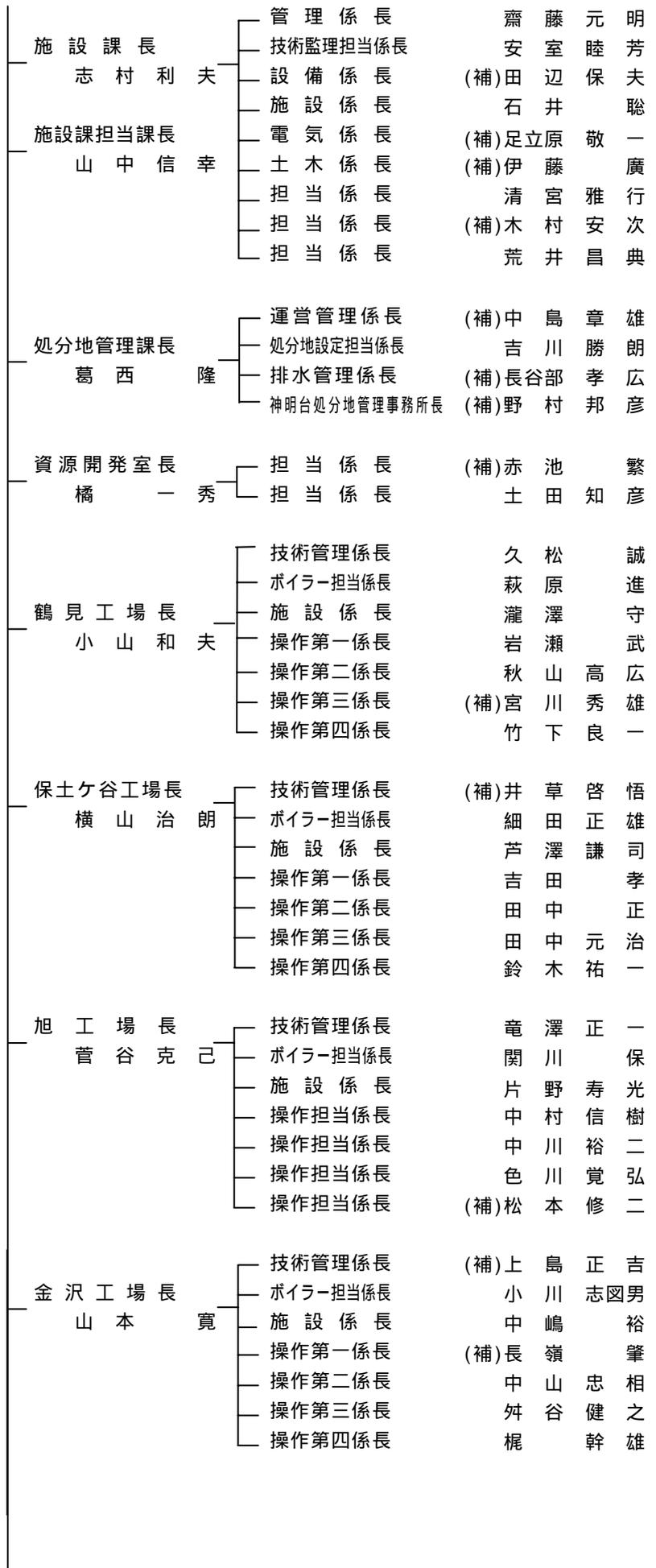
（補）は課長補佐



(適正処理部)

南事務所長 岩本健二	副所長 副所長	三枝誠 斉藤重光
港南事務所長 清水伸一	副所長 副所長	安藤久男 清水敏郎
保土ヶ谷事務所長 藤井毅	副所長 副所長	山本昇博 渋谷正博
旭事務所長 松行富雄	副所長 副所長	佐藤栄次 伊藤勝
磯子事務所長 仲川高照	副所長 副所長	(補)米原光洋 高岡直人
金沢事務所長 石井宗男	副所長 副所長	遠山一夫 熊坂弘行
港北事務所長 佐々木光枝	副所長 副所長	内藤満和 松下博和
緑事務所長 竹井保	副所長 副所長	石井廣康 宮川努
青葉事務所長 真鍋邦子	副所長 副所長	今井健太郎 太田南海男
都筑事務所長 新藤信孝	副所長 副所長	吉田俊雄 控井豊
戸塚事務所長 杉田稔	副所長 副所長	中山和雄 三本治夫
栄事務所長 山本正俊	副所長 副所長	永井隆男 川名孝男
泉事務所長 富士田学	副所長 副所長	竹内秀男 小山信雄
瀬谷事務所長 木村顯	副所長 副所長	指田博身次 佐藤勇
北部事務所長 池松秀則	副所長 副所長	横溝功男 菅野光
産業廃棄物対策課長 苅谷恵司	管理係長 排出指導係長 担当係長 施設指導係長	百瀬英雄 池原洋一 中坪学一 林 総
監視指導担当課長 小川泰一	監視指導担当係長	(補)大澤友紀雄

(適正処理部)



(適正処理部)

都 筑 工 場 長  
近 藤 吉 成

—	技術管理係長	(補)田 嶋 重 明
—	ボイラー担当係長	大 川 三 郎
—	担 当 係 長	(補)児 玉 芳 実
—	施 設 係 長	(補)福 田 裕 勲
—	操作第一係長	高 橋 一
—	操作第二係長	生 井 秀 一
—	操作第三係長	平 井 克 憲
—	操作第四係長	田 崎 政 博

<p>(財)横浜市資源循環公社</p> <p>部長 久 代 雅 之</p>	<p>課長 藤 平 正 樹 每 川 隆</p>	<p>係長(補)滝 口 光 一 (補)神 野 博 浩 (補)岩 田</p>
<p>(財)かながわ廃棄物処理事業団</p>		<p>係長 阿 部 紀 秀 後 藤 広 芳</p>
<p>環境省</p>	<p>課長 松 野 一 郎</p>	

## 2 資源循環局事務分掌

### 総務部

#### 総務課

##### 庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 7 他の部、課、係の主管に属しないこと。

##### 経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

#### 職員課

##### 厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

##### 職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

#### 資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報、広聴及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。

## 資源化推進部

### 減量推進課

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項中同じ。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る普及及び啓発に関すること。
- 3 部内他の課の主管に属しないこと。

### 家庭系対策課

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）
- 3 一般廃棄物の分別収集の推進に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）
- 4 環境事業推進委員に関すること。
- 5 リサイクル施設等の運営管理に関すること。

### 事業系対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。

## 適正処理部

### 業務課

#### 運営係

- 1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）
- 2 資源選別施設及び輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 3 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）
- 4 街の美化の推進に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）
- 5 不法投棄廃棄物の処理に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 6 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

#### 計画係

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

## 浄化設備係

- 1 浄化槽(地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。)の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関する事。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関する事。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関する事。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する事。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関する事。
- 6 一般廃棄物(し尿に限る。)の処理に係る調査研究及び実施の計画に関する事。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分に関する事。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関する事。
- 9 北部事務所及び磯子検認所に関する事。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)

## 検認所

- 1 検認所の管理に関する事。
- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関する事。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関する事。
- 4 所属職員の労務管理に関する事。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関する事。

## 車両課

### 管理係

- 1 車両の出納に関する事。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関する事。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関する事。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関する事。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関する事。
- 6 車両の記録及び統計に関する事。
- 7 機材の保管に関する事。
- 8 他の係の主管に属しない事。

### 整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関する事。
- 2 機材の運用に関する事。
- 3 整備士の派遣に関する事。

## 事務所(北部事務所を除く。)

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬の実施に関する事。
- 3 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関する事。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事(他の事務所等に属するものを除く。)

- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること（他の事務所等に属するものを除く。）
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること

#### 北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

#### 産業廃棄物対策課

##### 管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

##### 排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び

指導監督に関すること。

#### 施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可並びに指導監督に関すること。

#### 施設課

##### 管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に係る技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 6 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 7 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 8 資源開発室との連絡調整に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

##### 施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

##### 設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

##### 電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

##### 土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

#### 処分地管理課

##### 運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。

- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分地を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、課、室、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

#### 排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

#### 処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第4号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のものへの搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所に属する車両、機材及び施設等の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

#### 資源開発室

- 1 廃棄物等の資源化のための研究及び開発に関すること。
- 2 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験及び研究に関すること。
- 3 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査、研究及び指導に関すること。

## 工場

#### 技術管理係

- 1 工場の管理（他の係の主管に属するものを除く。）に関すること。

- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出処分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること(他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 8 焼却灰溶融設備に関すること(金沢工場に限る。)
- 9 工場見学の受入れに関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- 10 他の係の主管に属しないこと。

#### 施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること(他の部、課、係の主管に属するものを除く。)
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること(鶴見工場及び金沢工場に限る。)
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること(旭工場に限る。)
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること(旭工場に限る。)

操作第一係(旭工場を除く。)

操作第二係(旭工場を除く。)

操作第三係(旭工場を除く。)

操作第四係(旭工場を除く。)

- 1 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 2 機械及び電気設備の運転操作に関すること。

### 3 所屬・職種別人員表(平成19年5月1日)

所 属		職 名				職 種								
		事 務	技 術	技 能	計	以上	課長級	係長級	事 務		技 術	技 能		計
									事 務	指 導 員		備 員	環 境 整 備 等	
総務部	総 務 課	17	1		18	4	2	12						18
	職 員 課	11	1		12	1	1	9		1				12
	資 源 政 策 課	3	6		9	1	2	3		3				9
推進部	減 量 推 進 課	8			8	2	2	4						8
	家 庭 系 対 策 課	15			15	2	3	9	1					15
	事 業 系 対 策 課	11			11	1	3	5	2					11
適正処理部	業 務 課	23	5		28	3	4	15	2	4				28
	車 両 課	5	4	37	46	1	2	4		2			37	46
	産 業 廃 棄 物 対 策 課	20	22		42	3	5	14	2	18				42
	施 設 課	6	41		47	3	9	6		29				47
	処 分 地 管 理 課	8	10	7	25	1	3	6		8			7	25
	資 源 開 発 室	2	22		24	1	2	2		19				24
小 計		129	112	44	285	23	38	89	7	84			44	285
事 務 所	鶴 見 事 務 所	12		102	114	1	2	2	7		102			114
	神 奈 川 "	11		92	103	1	2	2	6		92			103
	西 "	8		14	22	1	2		5		14			22
	中 "	9		30	39	1	2		6		30			39
	南 "	10		89	99	1	2	2	5		89			99
	港 南 "	11		96	107	1	2	2	6		96			107
	保 土 ヶ 谷 "	9	1	86	96	1	2	2	5		86			96
	旭 "	11		91	102	1	2	2	6		91			102
	磯 子 "	9		88	97	1	2	1	5		88			97
	金 沢 "	10		85	95	1	2	2	5		85			95
	港 北 "	11		121	132	1	2	2	6		121			132
	緑 "	9		65	74	1	2	1	5		65			74
	青 葉 "	12		104	116	1	2	3	6		104			116
	都 筑 "	9		59	68	1	2	1	5		59			68
	戸 塚 "	11		96	107	1	2	2	6		96			107
	栄 "	8		20	28	1	2		5		20			28
	泉 "	9		58	67	1	2	1	5		58			67
	瀬 谷 "	9		50	59	1	2	1	5		50			59
	北 部 事 務 所	8		72	80	1	2	1	4		72			80
	磯 子 検 認 所	1	3	5	9		1	1		2			5	9
神 明 台 処 分 地 管 理 事 務 所	2		12	14		1	1					12	14	
小 計		189	4	1,435	1,628	19	40	29	103	2	1,418	17	1,628	
工 場	鶴 見 工 場	3	40	30	73	1	7	3		32		30	73	
	保 土 ヶ 谷 "	3	38	28	69	1	7	3		30		28	69	
	旭 "	3	34	26	63	1	7	3		26		26	63	
	金 沢 "	3	32	37	72	1	7	3		24		37	72	
	都 筑 "	3	42	31	76	1	8	3		33		31	76	
	小 計		15	186	152	353	5	36	15		145		152	353
合 計		333	302	1,631	2,266	47	114	133	110	231	1,418	213	2,266	

#### 4 平成19年度予算

#### 平成19年度一般会計歳入予算説明

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減	説 明
14款 分担金及び負担金	千円 12,983	千円 12,983	千円 0	
11項 負担金	12,983	12,983	0	
4目 資源循環費金	12,983	12,983	0	
(1) 駅前広場清掃費金	12,983	12,983	0	横浜駅西口駅前広場清掃に伴う東日本旅客鉄道(株)からの負担金
15款 使用料及び手数料	7,075,380	7,315,633	240,253	
21項 手数料	6,963,867	7,197,355	233,488	
4目 資源循環手数料	6,963,867	7,197,355	233,488	
(1) 一般廃棄物処理手数料	6,339,952	6,598,876	258,924	分別推進に伴う事業系ごみの減
(2) 産業廃棄物処理手数料	621,600	597,750	23,850	
(3) 使用済自動車等引取業者登録申請手数料	2,315	729	1,586	
31項 証紙収入	111,513	118,278	6,765	
4目 資源循環証紙収入	111,513	118,278	6,765	
(1) 証紙収入	111,513	118,278	6,765	
16款 国庫支出金	657,240	1,163,606	506,366	
21項 国庫補助金	653,157	1,159,523	328,734	
6目 資源循環費金	653,157	1,159,523	328,734	
(1) 工場補助費金	529,468	675,733	146,265	栄工場及び港南工場焼却設備撤去事業に伴う補助金
(2) 処分地整備費金	123,689	306,158	182,469	神明台処分地第7次第3期埋立地開設事業に伴う補助金
リサイクル施設整備補助金	0	177,632	177,632	
31項 国庫委託金	4,083	4,083	0	
6目 資源循環費金	4,083	4,083	0	
(1) 歩道清掃費金	4,083	4,083	0	国道16号線の歩道清掃に伴う委託金

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減	説 明
18款 財 産 収 入	千円 211,348	千円 338,245	千円 126,897	
1項 財 産 運 用 収 入	134,113	146,642	12,529	
1目 財 産 貸 付 収 入	134,113	146,642	12,529	
(1) 土 地 貸 付 収 入	128,984	132,470	3,486	
(2) 建 物 貸 付 収 入	5,129	14,172	9,043	要員宿舎廃止による減
2項 財 産 売 払 収 入	77,235	191,603	114,368	
1目 不 動 産 売 払 収 入	0	152,000	152,000	
(1) 土 地 売 払 収 入	0	152,000	152,000	港北事務所地上権設定に係る補償費
2目 物 品 売 払 収 入	56,300	18,690	37,610	
(1) 不 用 物 品 売 払 収 入	56,300	18,690	37,610	廃車の売却収入
3目 生 産 物 売 払 収 入	20,935	20,913	22	
(1) 生 産 物 売 払 収 入	20,935	20,913	22	グリーンコンポスト製品等の売却収入
19款 寄 付 金	3,680	5,040	1,360	
1項 寄 付 金	3,680	5,040	1,360	
1目 指 定 寄 付 金	3,680	5,040	1,360	
(2) 放 置 自 動 車 処 理 費 寄 付 金	3,680	5,040	1,360	路上放棄車処理協力会からの寄付金
22款 諸 収 入	4,711,894	3,873,014	838,880	
1項 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	10	10	0	
1目 延 滞 金	10	10	0	
(1) 延 滞 金	10	10	0	一般廃棄物処理手数料に係る延滞金

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減	説 明
3項 貸付金元利収入	千円 1,050	千円 1,050	千円 0	
6目 資源循環費 貸付金元利収入	1,050	1,050	0	
(1) 一般廃棄物処理 手数料収納資金 貸付金元利収入	1,050	1,050	0	
5項 雑 入	4,710,834	3,871,954	838,880	
6目 資源循環費雑入	4,591,203	3,756,306	834,897	
(1) 施設管理収入	175,601	96,888	78,713	
(2) 資源化物 売 払 収 入	1,975,374	1,685,981	289,393	缶・ペットボトル・古紙等の売払収入
(3) 広告料収入	5,679	6,514	835	
(4) 発電収入	2,306,474	1,961,473	345,001	焼却工場の発電電力売却収入
(5) 移動トイレ収入	675	750	75	
(6) 他都市廃棄物処理 収 入	127,400	0	127,400	
〔廃棄物対策費収入〕	0	200	200	
〔自動車損害賠償責 任 保 険 金 収 入〕	0	4,500	4,500	
14目 雑 入	119,631	115,648	3,983	
(2) 社会保険料 納 付 金	5,820	5,517	303	嘱託員の社会保険料本人負担分
(3) そ の 他	113,811	110,131	3,680	市役所ごみゼロルート回収負担金等
23款 市 債	1,751,000	2,770,000	1,019,000	
1項 市 債	1,751,000	2,770,000	1,019,000	
6目 資源循環債	1,751,000	2,770,000	1,019,000	
(1) 工 場 費 充 当 債	1,559,000	1,147,000	412,000	栄工場及び港南工場焼却設備撤去事業等に伴う市債
(2) 処分地整備費 充 当 債	192,000	1,075,000	883,000	神明台処分地第7次第3期埋立地開設事業等に伴う市債
〔事務所等整備費 充 当 債〕	0	548,000	548,000	
歳 入 合 計	14,423,525	15,478,521	1,054,996	

平成19年度一般会計歳出予算説明

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減	説 明
	千円	千円	千円	
7款 資源循環費	47,168,876	44,625,207	2,543,669	
1項 資源循環管理費	33,133,788	31,072,116	2,061,672	
1目 資源循環総務費	23,405,644	21,084,416	2,321,228	局職員の人件費 廃棄物減量化・資源化等推進審議会費 一般廃棄物処理手数料徴収事業費 クリーンセンター管理費 一般管理費等  (増額理由) 人件費の増
2目 減量・リサイクル 推 進 費	6,373,987	5,828,266	545,721	分別収集の推進事業費 資源選別施設運営費 焼却灰有効利用事業費 「ヨコハマはG30」推進事業費 生ごみコンポスト化推進事業費 食品循環資源飼料化事業費 資源回収ボックス事業費 資源集団回収促進事業費 リサイクルプラザ運営費 事業系ごみ適正搬入推進事業費 グリーンコンポスト施設運営事業費 一般管理費等  (増額理由) 資源選別施設運営費及び焼却灰有効 利用事業費の増
3目 事 務 所 費	1,527,046	1,364,346	162,700	事務所運営費 事務所等維持補修費  (増額理由) 事務所運営費等の増
4目 事務所等整備費	176,135	1,045,439	869,304	資源化施設基幹改修費 グリーンコンポスト施設補修費 緑資源選別施設整備費 事務所等改修費  (減額理由) 金沢事務所整備費及び緑資源選別施設整備 費の減

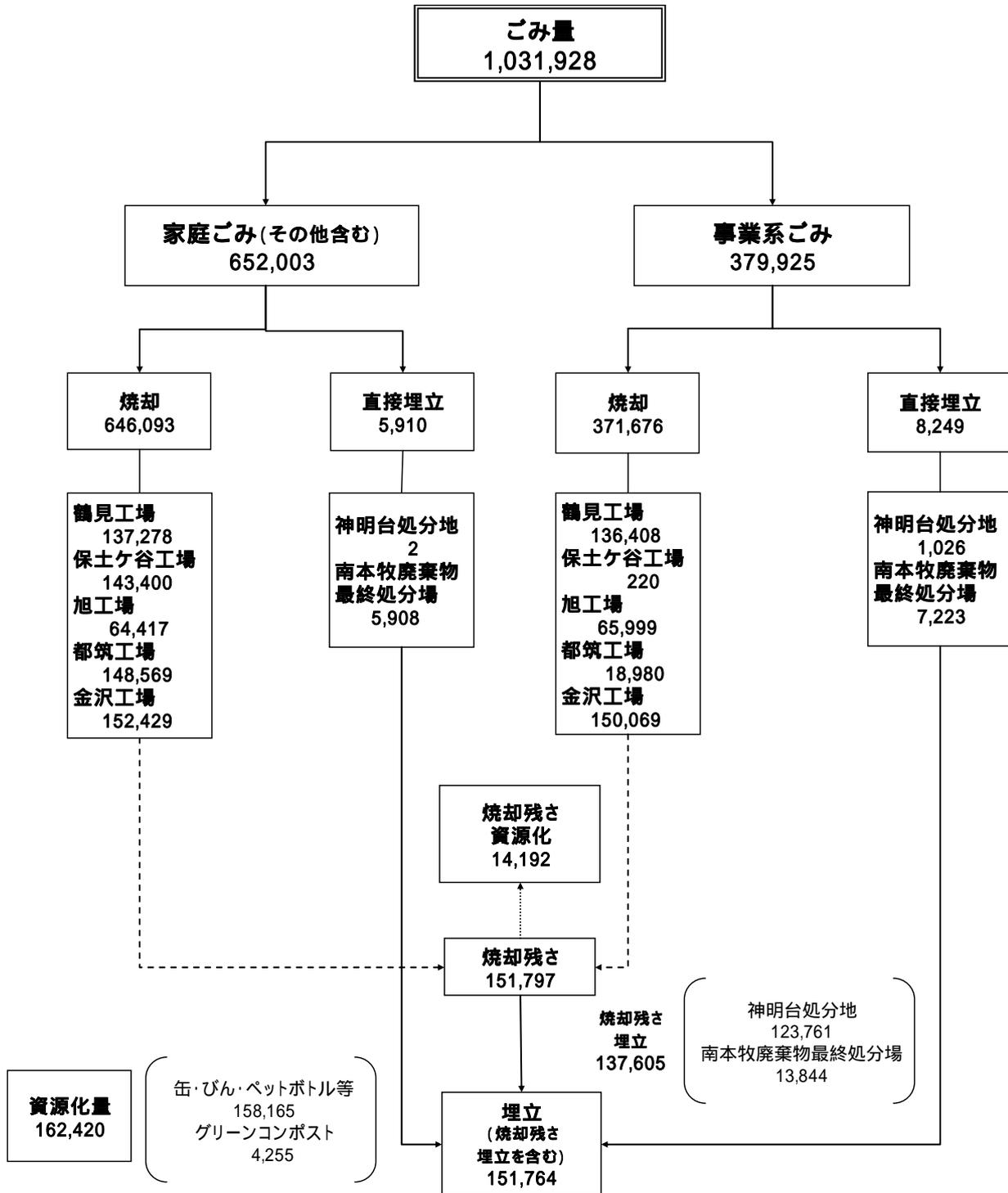
科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減	説 明
5目 車 両 管 理 費	千円 1,650,976	千円 1,749,649	千円 98,673	収集車両等低公害化推進費 車両維持管理費  (減額理由) 車両維持管理費の減
2項 適 正 処 理 費	13,681,102	13,145,257	535,845	
1目 適 正 処 理 費 総 務	3,362,803	3,080,175	282,628	家庭ごみ収集運搬業務委託事業費 中継輸送業務効率化推進事業費 粗大ごみ処理事業費 クリーンタウン横浜事業費 不法投棄防止対策事業費 放置自動車対策事業費 管路収集施設運営費 一般管理費等  (増額理由) 適正処理総務管理費の増
2目 工 場 費	6,329,621	6,406,459	76,838	工場運営費 工場補修費 栄工場焼却設備撤去事業費 港南工場焼却設備撤去事業費 工場環境保全調査費 保土ヶ谷工場大規模補修費 一般管理費等  (減額理由) 栄工場及び港南工場焼却設備撤去事業費 の減
3目 処 分 地 費	3,410,101	3,049,830	360,271	神明台処分地第7次第3期埋立地開設 事業費 南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備費 神明台処分地跡地整備費 南本牧埋立事業負担金 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 神明台処分地地下水環境保全対策事業費 処分地環境保全調査費 処分地運営費等  (増額理由) 南本牧ふ頭第5ブロック既設外周護岸 負担金の増

科 目		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減	説 明
		千円	千円	千円	
4目	管 路 収 集 整 備 費	11,520	23,050	11,530	管路収集施設整備費 (減額理由) 管路収集施設整備費の減
5目	産 業 廃 棄 物 対 策 費	567,057	585,743	18,686	南本牧埋立事業負担金 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 中間処理リサイクル推進事業費 産業廃棄物不適正処理監視・指導強化 事業費 P C B適正処理推進事業費 アスベスト廃棄物適正処理推進事業費 一般管理費等  (減額理由) 南本牧廃棄物最終処分場関連事業費 の減
3項	し 尿 処 理 費	353,986	407,834	53,848	
1目	し 尿 処 理 総 務 費	289,224	298,773	9,549	し尿処理総務管理費 公衆トイレ維持管理費 浄化槽指導事業費  (減額理由) 公衆トイレ維持管理費の減
2目	し 尿 処 理 施 設 費	64,762	109,061	44,299	礫子検認所運営費 礫子検認所補修費 災害対策用仮設トイレ整備事業費 公衆トイレ整備事業費  (減額理由) 公衆トイレ整備事業費の減
歳 出 合 計		47,168,876	44,625,207	2,543,669	

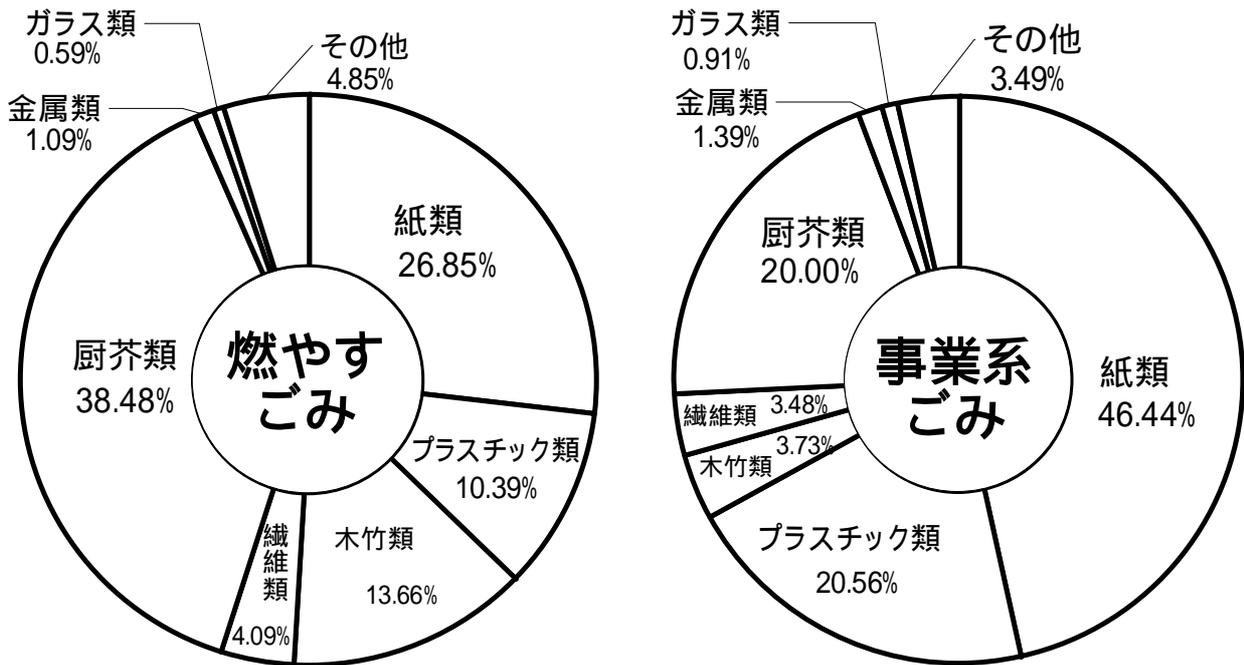
## 第2 ごみ処理

### 1 平成18年度 処理状況

(単位：トン)



## 2 平成18年度ごみ組成



	紙類	プラスチック類	木竹類	繊維類	厨芥類	金属類	石陶磁器	ガラス	その他
平成14年	40.63	16.63	5.91	3.99	27.93	0.46	1.38	2.08	
平成15年	39.88	18.85	7.12	4.62	23.51	0.34	1.38	3.57	
平成16年	39.88	17.84	4.11	3.76	28.75	0.44	1.38	3.76	
平成17年	37.85	15.13	5.73	3.42	31.65	0.85	1.38	4.31	
平成18年	40.11	14.65	6.66	4.62	29.26	0.80	0.63	3.27	

単位：%

上段円グラフ：燃やすごみは、事務所別ステーションごみ。事業系ごみは、焼却する物の組成。すべて湿基準で表示。  
 下段棒グラフ：工場に搬入され焼却するすべてのごみの組成。平成14年度については、燃やすごみ・事業系ごみの全データより算出し、平成15～18年度は、工場ごみピットより採取したごみのデータを使用。すべて湿基準で表示。

### 3 処理状況の推移

		処 理 内 訳											
		ご み 量											
		家 庭 系			事 業 系				計	缶	びん	ペットボ トル	小さな金 属類
		焼却		埋立	小計	焼却	埋立	小計					
		燃やす ごみ	その他										
	13年度	900,826	27,709	6,226	934,761	664,687	9,707	674,394	1,609,155	12,149	21,558	3,794	- <sup>2</sup>
	14年度	895,436	22,625	9,615	927,676	649,421	8,810	658,231	1,585,907	11,714	19,934	6,797	- <sup>2</sup>
	15年度	885,985	23,419	10,209	919,613	604,511	8,216	612,727	1,532,340	11,151	19,122	7,818	- <sup>2</sup>
	16年度	819,903	22,945	11,639	854,487	452,158	8,982	461,140	1,315,627	11,411	18,196	9,305	- <sup>2</sup>
	17年度	615,317	21,941	14,050	651,308	403,032	8,931	411,963	1,063,271	11,641	19,585	10,742	4,233
	18年度	619,230	26,863	5,910	652,003	371,676	8,249	379,925	1,031,928	11,275	18,802	11,668	4,503
平成 18 年 度 月 別	4月	48,861	1,854	406	51,121	29,752	639	30,391	81,512	928	1,343	866	366
	5月	58,823	2,271	509	61,603	31,823	755	32,578	94,181	1,010	1,630	1,015	394
	6月	54,169	2,541	470	57,180	31,771	780	32,551	89,731	943	1,541	1,010	355
	7月	54,451	2,575	499	57,525	34,855	658	35,513	93,038	977	1,410	1,133	335
	8月	53,298	2,448	502	56,248	32,823	637	33,460	89,708	963	1,354	1,197	370
	9月	50,045	2,391	427	52,863	32,333	725	33,058	85,921	958	1,401	1,163	379
	10月	52,317	2,269	500	55,086	31,717	751	32,468	87,554	928	1,613	1,044	405
	11月	50,236	2,326	475	53,037	30,679	754	31,433	84,470	904	1,525	935	410
	12月	56,495	2,522	545	59,562	33,201	628	33,829	93,391	946	1,688	898	503
	1月	50,775	1,903	634	53,312	27,330	565	27,895	81,207	982	1,859	820	306
	2月	41,560	1,622	456	43,638	25,604	676	26,280	69,918	825	1,634	746	287
	3月	48,200	2,142	487	50,829	29,789	680	30,469	81,298	912	1,802	841	393

家庭から出された収集品目「燃やすごみ」の量です。  
各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。

(単位:t)

資源化量										焼却残さ		
資源物売却・引渡し量										計	埋立	資源化
プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯、電球	乾電池	粗大金属	ガラス残さ	グリーンコンポスト				
1,255	-	-	-	-	181	7,220	-	3,805	49,962	291,076	12,161	
1,323	-	-	-	-	208	6,354	-	3,995	50,325	285,248	14,866	
1,886	6	1,355	366	7	357	7,038	-	4,239	53,345	267,286	13,938	
8,698	<sup>2</sup> (61)	10,600	1,667	77	475	8,150	-	3,647	72,226	202,111	11,689	
44,026	279	52,998	6,417	254	484	7,379	-	5,316	163,354	144,390	12,494	
45,956	304	48,555	5,554	230	424	6,920	3,974	4,255	162,420	137,605	14,192	
3,686	-	4,631	335	17	-	522	411	91	13,195	10,745	654	
4,106	23	4,147	314	18	-	605	437	106	13,804	12,430	1,023	
3,781	20	4,144	674	15	-	584	411	134	13,612	12,403	1,067	
3,814	23	4,151	454	14	-	547	423	251	13,532	11,014	1,275	
3,933	29	4,060	417	14	-	543	402	228	13,510	12,510	1,188	
3,773	36	4,031	373	15	66	569	371	238	13,373	13,105	994	
3,709	17	3,747	524	16	109	578	324	339	13,352	11,325	1,307	
3,637	30	3,777	584	19	53	580	296	549	13,301	10,506	949	
3,994	38	4,928	631	26	60	635	294	447	15,089	12,450	1,130	
4,094	24	3,397	365	31	52	608	265	813	13,616	12,186	1,218	
3,454	31	3,739	411	26	38	539	163	672	12,563	8,369	1,587	
3,975	34	3,802	470	20	47	610	178	388	13,472	10,562	1,800	

2 平成16年度までの小さな金属類、平成16年度のスプレー缶は粗大金属と一括して売却。

3 月別の数値は2トン未満を四捨五入しているため、年度と合計が合わない場合があります。

## 第3 ごみと資源物の収集

### 1 家庭系ごみ

平成 19 年 4 月現在、市内の全世帯数 1,514,847 世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみについて、行政区ごとに 18 か所の収集事務所を設置し、直営により収集を行っています（粗大ごみを除く）。なお、西区と中区に加え、平成 19 年 5 月から栄区で民間委託を実施しています。

平成 17 年 4 月より市内全域で、分別拡大を実施しました（31

ページ参照）。収集品目は 10 分別 15 品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は平成 19 年 4 月現在 61,180 か所です。

ごみを集積場所まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者、障害のある方を対象に、ボランティアと協力して、集積場所までごみ出しを支援する「ふれあい収集」を平成 16 年度から実施しています。

また、狭あい道路等のため、ごみ出しが不便な地域では軽四輪（ダンプ）車による狭路収集を実施しています。

#### (1) 燃やすごみ

週 3 回（月・水・金または火・木・土）主に小型機械車で収集し、市内 5 か所の焼却工場及び市内 3 か所の輸送事務所に搬入してします。

主な対象品目は、台所のごみや、おもちゃやドライバーなどのプラスチック製品（50cm 以下の物）、少量の木の枝、板などです。

平成 12 年 2 月から、分別排出の促進、事業系ごみの混入防止、作業事故の防止を目的として、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）又はふた付きの容器での排出としています。

輸送事務所

収集地区と焼却工場との距離が遠い地域のごみ収集作業の効率化を図るため、中継基地として輸送事務所 3 か所を設置し、大型車に積み替えて焼却工場へ輸送しています。中継方法は、コンパクタ・コンテナ方式を採用しています。

#### (2) 缶・びん・ペットボトル

週 1 回（水・木・金・土のいずれか）主に小型機械車で収集し、市内 4 か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む）が入っていた缶とガラスびん、飲み物・酒・みりん・しょうゆが入っていた  マークのあるペットボトルの 3 品目です。ふたや中蓋などは外して中を洗ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

#### (3) 小さな金属類

週 1 回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ）実施しています。

主な対象品目は、1辺が30cm未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して袋に入れて排出します。

#### (4) 乾電池

週3回（燃やすごみ収集日と同じ）収集しています。主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて半透明の袋に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集しておらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

#### (5) プラスチック製容器包装

週1回（月～土のいずれか）主に小型機械車で収集し、市内3か所の民間中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品を入れたもの（容器）や、包んだもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、プラスチック製容器包装類のマーク  のあるものは、すべてが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を残さないようにして中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、またはふた付き容器で、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

#### (6) スプレー缶

週3回（燃やすごみの収集日と同じ）収集しています。

主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。

#### (7) 古紙

月1回（第1～4回目の月～土のいずれか）、主に小型無蓋（平ボディ）車で収集し、市内13か所のストックヤードに搬入しています。

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて紐で十文字にしぼるか、大きさのそろわないものや細かいものは雑誌などに挟むか、袋に入れて排出します。

#### (8) 古布

月1回（古紙の収集日と同じ）実施しています。

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋に入れて排出します。

#### (9) 燃えないごみ

週3回（燃やすごみの収集日と同じ）実施しています。主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や厚紙などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示し排出します。

## (10) 粗大ごみ

粗大ごみは、概ね金属製品で 30cm、木製やプラスチック製品で 50cm 以上のものを対象としています。電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方がいる世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

また、粗大ごみを持ち出すことが困難な高齢者の方々に対しては、自宅内に入って収集するサービスを、平成 13 年度から行っています。

## 2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物は、廃棄物処理法により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない、とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。本市焼却工場では、資源化可能な古紙を除く一般廃棄物を受け入れています。

## 3 動物の死体処理

犬・ねこ等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育の場合は手数料（6,500 円/個）を徴収しています。

平成 18 年度の処理状況は次のとおりです。

犬・ねこ等動物の死体処理状況（単位：個）

種類	区分	処理個数	内 訳	
			飼 育	遺 棄
犬		1,132	1,033	99
ね	こ	11,080	1,140	9,940
そ	他	2,372	396	1,976
計		14,584	2,569	12,015

## 4 ごみ処理原価年度別推移

（単位：円 / t）

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	
ごみ処理原価	42,494	41,729	40,259	41,776	45,240	
内 訳	収 集 運 搬	27,839	26,608	25,487	25,654	27,924
	処 理 処 分	14,655	15,121	14,772	16,122	17,316

ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。

## 第4 横浜G30プランの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさを私たちにもたらした一方で、発生する環境負荷は地球上にさまざまな問題を引き起こしています。こうした中で、次世代に豊かな環境を引き継ぎ、循環型社会を形成することを目的として、平成15年1月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」を策定し、「平成22年度におけるごみ量を、平成13年度実績に対し30%削減」の目標を掲げ、ごみの減量・リサイクルの取組を推進してきました。

その結果、市民・事業者の皆さんのご理解とご協力によりごみ量は減り続け、平成17年度には、33.9%削減と目標の「30%削減」を5年前倒しして達成することができました。そこで、平成18年度に策定した横浜市中期計画では、環境行動都市の実現に向けた歩みをさらに一歩進めるため、「平成22年度におけるごみ量目標を35%削減」とし、さらに高い目標に挑戦しています。

### 1 市民・事業者・行政が情報を共有

#### (1) 広報啓発活動

##### ア 横浜G30プランの普及

市民・事業者にG30プランの周知を図り、ごみの減量・リサイクル行動を積極的に行うG30行動を実践してもらうため、「ヨコハマはG30」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行っています。

##### 平成18年度実績

イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よこはま花と緑の春フェアへの参加</li> <li>・ザよこはまパレード（国際仮装行列）への参加</li> <li>・ごみゼロの日イベントの開催</li> <li>・モーニング娘。“熱っちい地球を冷ますんだっ。”文化祭2006 in 横浜への参加</li> <li>・横浜国際フェスタ2006への参加</li> <li>・新横浜パフォーマンスへの参加</li> <li>・ウェステック2006への参加</li> <li>・もったいないフェスタの開催 他</li> </ul>
印刷物	ポスター、「ヨコハマはG30」リーフレット
その他	ラッピングバスによるPR、プロモーションDVDの製作・販売

##### イ 子どもたちを対象にした事業

(ア) 「ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～」ポスターコンクール  
市内の小・中学生を対象に、『ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～』ポスターコンクールを実施し、ヨコハマはG30大賞、G30へら星人ミーオ賞、G30アイデア賞、G30アピール賞、G30あざやか賞、G30賞を選出し、表彰しています。

##### 平成18年度実績

表彰総数 168点（応募総数 2,102点 / 応募校数 82校）

- (イ) 小学4年生向け環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」  
小学校4年生が授業の中で「ごみ」について学習するのにあわせて、環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」を市内の小学校4年生の児童全員（国、私立含む）に配布しています。
- (ウ) G30作文感謝状贈呈式の開催  
平成17年10月から神奈川新聞に連載された、市内小学生の「ヨコハマはG30」作文「G30わたしたちの提案」の掲載が終了したことを記念し、全ての作文をまとめた文集を作成し、執筆児童及び各学校に作文執筆の感謝状と共に、記念品として贈呈しました。

## ウ その他

- (ア) 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」  
資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。  
平成19年度発行予定部数：10,000部
- (イ) インターネットホームページによる情報提供  
環境事業に関する広報について、記者発表資料をはじめ、ごみの減量化・資源化等の廃棄物にかかわる最新情報を、リアルタイムでビジュアルに分かりやすく市民に提供しています。  
平成18年度トップページアクセス件数：約4,983,533ヒット  
(アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb>)
- (ウ) 施設見学会  
ごみ処理の実態やごみ減量の必要性への理解と環境事業全般について普及啓発を図るため、市民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校4年生が授業の中で「ごみ」について学習するのにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学を受入れています。  
平成18年度小学校受入実績：329校

## (2) リサイクルプラザ事業

粗大ごみの中の再利用できる「家具類」を展示し、抽選により販売するとともに、石けんづくりなどのリサイクル活動の場を提供し、リサイクルに対する意識の啓発を図っています。平成3年4月に港南リサイクルプラザ、平成4年7月に青葉リサイクルプラザ、平成7年4月に鶴見リサイクルプラザを開設しました。

鶴見リサイクルプラザには、動く模型や映像を使い、楽しみながら知識を得られる「リサイクルたっちランド」や、リサイクルに関する講座・講演会が開ける教室、研修会議室などの機能も備えています。

平成18年度より指定管理者制度を導入し、港南リサイクルプラザ及び青葉リサイクルプラザは「横浜市資源循環公社」、鶴見リサイクルプラザは「テスコ株式会社」が管理運営を行っています。

平成 18 年度利用状況

	港南リサイクル プラザ	青葉リサイクル プラザ	鶴見リサイクル プラザ	合 計
入 場 者 数	18,950 人	15,422 人	19,083 人	53,455 人
展 示 品 数	1,931 点	1,397 点	1,309 点	4,637 点
申 込 件 数	26,136 件	21,253 件	15,686 件	63,075 件
販 売 数	1,610 点	1,282 点	1,071 点	3,963 点
石けん体験室貸出数	2 件	12 件	22 件	36 件
情報板コーナー交換成立数	14 件	30 件	8 件	52 件

(3) リサイクルコミュニティセンター事業

リサイクル活動の実践の場の提供や支援を行うとともに、リサイクルに関する情報提供を行うなど、地域における市民の自主的なリサイクル活動を推進するための拠点施設として、神奈川区にリサイクルコミュニティセンター（正式名称：横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター、愛称：エコライフかながわ）を開設しています。

「循環型都市よこはま」の実現を目指し、横浜G30行動の推進に向けた市民の実践を喚起するため、古布を使ったさき布織りや衣類のリフォーム教室などの各種リサイクル教室や講座・講演会、企画展示、フリーマーケット、資源回収などのさまざまな事業の企画・運営及び施設管理を、指定管理者「横浜資源循環公社・エコライフかながわ運営活動機構協同事業体」が行っています。

平成 18 年度事業実績

開館日数	347 日
入館者数	21,567 人
リサイクル教室	761 回
学習会・講演会	23 回
イベント	24 回

## 2 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

### (1) 「ヨコハマはG30」推進本部

ごみ量の削減に向けたG30行動の推進に向け、全市的な体制として市長、副市長、技監、危機監理監、全区局・事業本部長からなる「ヨコハマはG30」推進本部を設置し、事業計画の作成や進行政管理、ごみ量の削減目標の審議、市庁舎及び区庁舎並びに市の全施設で市役所ごみゼロを推進しています。

また、各区に区G30推進本部を設置し、市民・事業者・行政が協働し、一体となってG30行動を推進するための行動計画の作成や進行政管理をしています。

さらに、地域では地域G30活動委員会が設置され、環境事業推進委員が中心となって、地域での分別排出の徹底等のための普及啓発活動やリサイクル推進活動等、G30行動を実践しています。

### (2) G30サポーター

G30行動の普及啓発等を行うボランティアを各区で募集し、学校等でのG30出前講座の実施、区のイベントやキャンペーン活動等でG30行動のPR活動を行っています。

### (3) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域での環境対策のトータルリーダーとして、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成19・20年度：約5,000人）自治会・町内会と緊密に連携し、次のような取組を行っています。

- ・ ごみ集積場所における分別排出の普及啓発及び指導
- ・ 資源集団回収等ごみの減量・リサイクル活動の推進
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 不法投棄、放置自転車の通報
- ・ ポイ捨て防止に関する啓発・指導
- ・ 啓発資料の配布と周知
- ・ 住民からの相談と行政機関との連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

### (4) 横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマはG30」の推進に功労のあった個人・団体・事業者を表彰しています。

平成18年度表彰者

区 分	個人	団体	事業者	合計
G30行動推進者	12	51	-	63
G30行動推進事業者	-	-	3	3
分別優良事業所	-	-	7	7
一般廃棄物収集運搬業優良事業者	-	-	20	20
清潔できれいな街づくり推進者	28	40	-	68
環境事業推進委員永年在職者	376	-	-	376
合計	416	91	30	537

## 記念講演会

日時 平成 18 年 10 月 1 日（日）  
場所 新都市ホール  
テーマ 「命の森づくり 横浜から世界へ」  
講師 宮脇 昭 氏（横浜国立大学名誉教授）  
参加者 約 1,000 名（一般参加者を含む）

### (5) 容器包装類の削減への取組

容器包装類等の削減を図るため、平成 14 年 3 月から市内の主なスーパー・地域生協・百貨店との間に「環境にやさしい取組み行動協定」を締結し、事業者と行政が一体となって市民への協力を呼びかけ、容器包装類の削減に取り組んでいます。

平成 19 年度からは、さらに、コンビニエンスストアを新たに対象に加え、「G30 エコパートナー協定」を締結し、取組事業者との連携を図ります。

#### 容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定

- ・協定事業者数：スーパー 23 社、地域生協 1 組合、百貨店 8 社（計 249 店舗）
- ・取組期間：平成 14 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日（5 年間）
- ・重点削減の対象：「レジ袋」、「プラスチック製袋」、「紙袋」、「包装紙」、「食品トレイ」の 5 品目（食品トレイはスーパー・地域生協のみ）

#### 協定の内容

##### 事業者の主な取組

- ・レジ袋不要カードやエコスタンプ制の導入、エコバッグの販売等によるレジ袋・紙袋の削減や簡易包装等ごみ発生抑制の推進
- ・紙パックや食品トレイ等の店頭回収によるリサイクルの推進等

##### 横浜市の主な取組

- ・協定事業者の取組を、広報紙やホームページ、イベント等で積極的に P R
- ・買い物袋の持参、店頭回収への協力、環境にやさしい商品の購入等の市民啓発等

### 3 徹底的なごみの分別と資源化の推進

#### (1) 家庭系ごみ

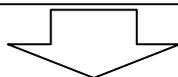
##### ア 分別収集品目拡大事業の実施

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、「平成 22 年度における全市のごみ量を平成 13 年度に対して 30%削減する」（横浜 G 3 0 行動宣言）という目標を定めています。そこで、家庭ごみの減量・リサイクルを一層推進するため、従来の缶・びん・ペットボトル等のほか、新たに「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」を加えた分別収集品目拡大事業を、平成 15 年 10 月から市内約 40,000 世帯（各区約 2,200 世帯）を対象にモデル事業として実施しました。モデル事業の結果を踏まえ、平成 16 年 10 月から南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区において実施し、平成 17 年 4 月から上記以外の 12 区を含めた全市で実施しました。

平成 17 年 4 月から実施した全市における各品目の収集量は以下のとおりとなっており、家庭ごみ（燃やすごみ）については、平成 13 年度と比較して 31.3%の減量となっています。

分別拡大前（5 分別 7 品目）

燃やすごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-------	---------------------	------------	-----	----------



分別拡大後（10 分別 15 品目）

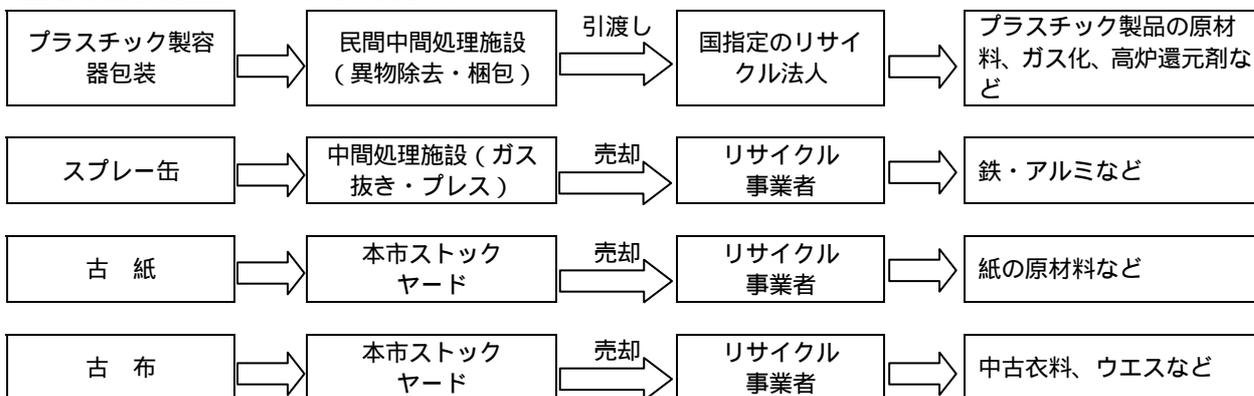
燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレ ー缶	古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙パック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-----------	---------------------	-----------	-----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-----	----------

分別収集品目の資源化量（平成 18 年度実績）

（単位：t）

缶	びん	ペット ボトル	プラスチ ック製容 器包装	スプレ ー缶	乾電池	古紙	古布	蛍光 灯・電球	粗大 金属	小さな 金属類
11,275	18,802	11,668	45,956	304	424	48,555	5,554	230	6,920	4,503

主な分別収集品目のリサイクルフロー



平成 18 年度と平成 13 年度の「燃やすごみの量」の比較

(単位：t)

	燃やすごみ		
	平成 18 年度	平成 13 年度	対 13 年度比
鶴見区	47,971	71,210	-32.6%
神奈川区	37,923	60,142	-36.9%
西区	15,256	21,749	-29.9%
中区	27,256	39,694	-31.3%
南区	36,331	52,074	-30.2%
港南区	37,716	56,513	-33.3%
保土ヶ谷区	36,224	52,247	-30.7%
旭区	44,304	65,912	-32.8%
磯子区	28,731	44,765	-35.8%
金沢区	33,964	52,496	-35.3%
港北区	52,379	76,691	-31.7%
緑区	27,800	39,156	-29.0%
青葉区	50,754	67,842	-25.2%
都筑区	30,368	39,380	-22.9%
戸塚区	44,552	60,720	-26.6%
栄区	20,882	29,365	-28.9%
泉区	24,661	38,291	-35.6%
瀬谷	22,159	32,582	-32.0%
合計	619,230	900,826	-31.3%

各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。

イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭で不用となった缶・ガラスびん・ペットボトルを資源として再利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成 5 年 3 月から 30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成 6 年 10 月からは市内の 45%の世帯に拡大し、平成 7 年 10 月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成 11 年 2 月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成 12 年 2 月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の 4 区へ拡大、平成 13 年 2 月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成 14 年 3 月からは市内全域で実施しています。

分別収集で集めた缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のものとペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人により引き取られ再商品化されています。

なお、平成 18 年度から、分別収集したペットボトルをより確実にリサイクルし、その履行確認が可能となることなどから、ペットボトルの一部については売却するとともに、ガラスびんのうち収集過程で細くなって色の選別ができなくなったものを、再利用可能な事業者へ引き渡しています。

また、平成 13 年度から、缶・びん・ペットボトルを排出する際の袋もペットボトルなどとともに指定法人により再商品化されています。

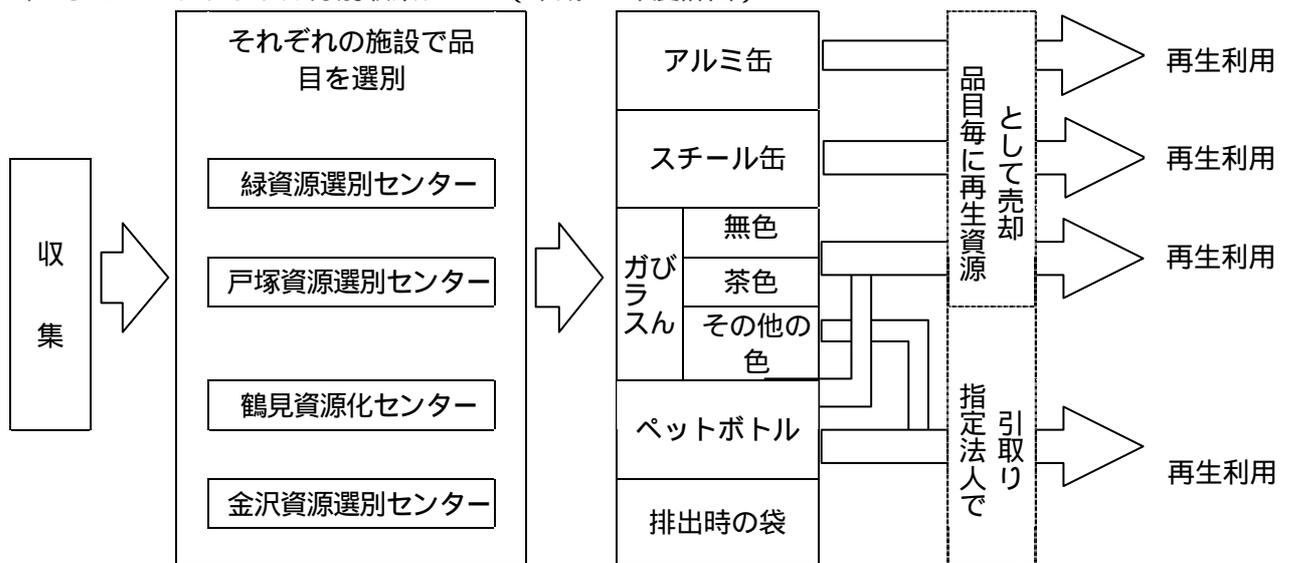
資源化実績（缶・びん・ペットボトル処理実績）

（単位：t）

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
処 理 内 訳	アルミ缶	3,520	3,959	4,165	4,059	4,549	4,450
	スチール缶	8,418	8,191	7,549	7,091	6,861	6,825
	ガラスびん	21,997	21,558	19,934	19,122	18,196	18,802
	ペットボトル	2,260	3,794	6,797	7,818	9,304	11,668
	排出時の袋		1,255	1,323	1,350	1,619	1,428
	砕けたガラス						3,974
	合計	36,195	38,757	39,768	39,440	40,529	43,335

各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。

缶・びん・ペットボトル分別収集フロー（平成19年度計画）



ウ 古紙及び古布の分別収集

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しました。

収集した古紙及び古布は、市内13箇所のストックヤード（一時保管場所）に集め、そこで再資源化業者に引き渡します。引き渡された古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装の分別収集

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しました。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人により引き取られて再商品化されています。

オ 粗大ごみ及び小さな金属類からの金属回収

粗大ごみのうち金属類と、週1回分別収集している小さな金属類を売却し、資源化しています。

カ 資源集団回収促進事業

ごみの減量と資源再利用を目的として、古紙類、布類、金属類、ガラスびんの回収を、自治会・町内会、子供会、婦人会、老人会、PTA等市内約3,800団体が実施しています。

当局では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成18年は、集団回収実施団体に対して1kg当たり3円、資源回収業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成19年も、実施団体及び資源回収業者に対し奨励金を交付するなど、回収のより一層の促進を図ります(実施団体に対しては、1kg当たり3円を、回収量に応じて交付します。資源回収業者に対しては、品目別に市況等を考慮し交付します。

実施団体数と回収量の推移

		13年	14年	15年	16年	17年	18年
回収団体(団体)		3,226	3,200	3,284	3,475	3,853	3,775
回収量(t)		118,477	106,655	108,354	122,643	157,442	177,701
品目別回収量(t)	古紙類	115,665	104,747	106,366	120,382	153,583	172,853
	布類	2,071	1,103	1,089	1,512	3,080	4,065
	金属類	591	593	648	676	731	760
	ガラスびん	150	212	251	73	48	24

キ 資源回収ボックス事業

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点(資源回収ボックス)を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びんを回収しています。

また、区役所・地区センター・コミュニティハウスなど、市民利用施設119か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞・雑誌・その他の紙・紙パック・布類を回収しています。

ク 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみを堆肥にする容器の購入助成(助成金額 上限3,000円/基、1世帯2基まで)を行っています。今年度の助成基数は600基を予定しています。

購入助成基数

(単位:基)

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
901	670	520	599	558	794	686

参考:平成4年度より助成制度開始。累積18,908基

ケ 家庭用電気式生ごみ処理機購入助成

家庭から排出される生ごみの減量・リサイクル施策を促進するため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成(助成金額は購入額の2分の1とし、上限20,000円、1世帯1基まで)を行っています。今年度の助成基数は2,000基を予定しています。

購入助成基数 (単位:基)

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
180	1,003	2,000	2,000	2,009

コ センターリサイクル事業

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。平成17年度からは、全収集事務所において、資源物の受入をしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「G30」をPRしています。

サ せん定枝チップ機の貸出

家庭から排出されるせん定枝の減量・リサイクルを推進するため、せん定枝チップ機の貸し出しを実施しています。

平成18年度実績

チップ機貸出件数:373件    せん定枝資源化量:37.2t

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践を働きかけていきます。

事業者への働きかけ実績

年度	16年度	17年度	18年度
回数	29	63	61
事業者数	6,840	12,400	15,184

イ 立入調査

大規模事業所は、条例に基づき年1回減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。

また、焼却工場での搬入物検査で、問題の見受けられた事業所へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

大規模事業所立入調査実績

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
事業所数	2,608	2,590	2,559	2,631	2,614	2,632
調査件数	600	580	700	900	1,000	1,000

### ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を常態的に実施し、古紙やびん・缶等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行います。

#### 搬入物検査実績

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
検査台数	8,093	40,923	90,629	141,756
指導台数	1,319	5,240	4,649	3,300
持ち帰り台数	161	284	223	101

### エ せん定枝のリサイクル

泉区の神明台処分地にあるグリーンコンポスト施設でせん定枝を受け入れ、粉碎し生チップとして、また、その後発酵させ土壌改良材（グリーンコンポスト）としてリサイクルします。農地、公園、街路樹等で利用されます。

平成 18 年度から、金沢工場に搬入されるせん定枝の一部を、グリーンコンポスト施設に搬入してリサイクルしています。

#### せん定枝リサイクル実績

（単位：t）

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
搬入量	3,805	3,995	4,239	3,647	5,316	4,255
製品量	2,180	2,061	1,938	2,269	2,347	2,497

### オ 小学校給食残さのリサイクル

小学校に設置している生ごみ処理機で堆肥にリサイクルします。また、それ以外の学校では、資源化施設で家畜の飼料にリサイクルします。これらの取組により、給食残さのリサイクルと環境教育への活用を図ります。

#### 給食残さのリサイクル実績

（リサイクル量 単位：t）

年 度		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
飼料化	実施校数	36	99	198	195
	リサイクル量	103	455	952	1,193
堆肥化	実施校数	44	66	66	64
	リサイクル量	164	302	298	392
実施校数		80	165	264	295
リサイクル量計		267	757	1,250	1,585

堆肥化リサイクル量の実績は推計値

【19 年度実施校】

生ごみ処理機設置校：61 校、飼料化実施校：295 校（小学校 286 校 + 特別支援 9 校）

（全小学校で飼料化または堆肥化を実施します）

## カ 公共用コンポスト設備設置事業

公共施設における生ごみの減量・リサイクルを推進するため、61校・1福祉施設に生ごみ処理機を設置しています。小学校では、生ごみ処理機で堆肥化された成果品（コンポスト）を校内の花壇や菜園で活用するなど、児童の環境学習にも役立てています。

### 設置施設

設置年度	施設名
5年度	松風学園（泉区）
9年度	駒岡小学校（鶴見区）、山元小学校（中区）、青葉台小学校（青葉区）、大正小学校（戸塚区）、中田小学校（泉区）、上瀬谷小学校（瀬谷区）
10年度	戸部小学校（西区）、石川小学校（南区）、岩崎小学校（保土ヶ谷区）、浜小学校（磯子区）、新田小学校（港北区）、公田小学校（栄区）
11年度	羽沢小学校（神奈川区）、金沢小学校（金沢区）、茅ヶ崎台小学校（都筑区）
12年度	屏風浦小学校（磯子区）、綱島小学校（港北区）、大門小学校（瀬谷区）
13年度	十日市場小学校（緑区）、勝田小学校（都筑区）、飯田北小学校（泉区）
14年度	六ッ川小学校（南区）、桜台小学校（保土ヶ谷区）、瀬谷第二小学校（瀬谷区）
15年度	新鶴見小学校（鶴見区）、菅田小学校（神奈川区）、浅間台小学校（西区）、本牧南小学校（中区）、井土ヶ谷小学校（南区）、日枝小学校（南区）、港南台第三小学校（港南区）、藤塚小学校（保土ヶ谷区）、左近山第一小学校（旭区）、高田東小学校（港北区）、美しが丘小学校（青葉区）、東山田小学校（都筑区）、川上小学校（戸塚区）、本郷小学校（栄区）、緑園東小学校（泉区）、下瀬谷小学校（瀬谷区）
16年度	潮田小学校・獅子ヶ谷小学校（鶴見区）、神大寺小学校・三ツ沢小学校（神奈川区）、上菅田小学校・坂本小学校・常盤台小学校（保土ヶ谷区）、今宿小学校・さちが丘小学校・白根小学校・不動丸小学校（旭区）、師岡小学校（港北区）、いぶき野小学校・森の台小学校（緑区）、榎が丘小学校・田奈小学校・奈良小学校（青葉区）、中川西小学校（都筑区）、東戸塚小学校（戸塚区）、岡津小学校（泉区）、南瀬谷小学校（瀬谷区）

## キ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も排出事業者として率先してごみ減量・リサイクルに取り組むため、市の全ての施設においてごみの分別（18分別）を推進し、資源となるものを可能な限り資源化しています。

また、職員の中から各職場のリーダーとなるごみゼロ推進委員（Gメン 530）を選出し、職場でのごみの発生抑制と分別・リサイクルを徹底しています。

### 16年度～18年度のごみ量 市庁舎には周辺民間ビル分は含んでいません。（単位：t）

	16年度			17年度			18年度		
	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率
市庁舎	70.0	525.7	88.2%	34.6	477.5	93.2%	26.1	363.9	93.3%
18区庁舎	356.8	861.5	70.7%	288.0	904.9	75.9%	220.7	783.0	78.0%
合計	426.8	1387.2	76.5%	322.6	1382.4	81.1%	246.8	1146.9	82.3%

### 市役所ごみゼロチェック週間の資源化率 18年度の局・事業本部には市庁舎分は含まず。（単位：t）

	16年度全4回			17年度全4回			18年度全4回		
	局・事業本部	18区	全局区	局・事業本部	18区	全局区	局・事業本部	18区	全局区
合計	92.1%	84.7%	87.7%	94.2%	86.9%	89.7%	87.2%( )	88.3%	87.8%

## 4 環境に配慮したごみ処理の推進

### (1) 焼却処理

本市では、平成 19 年 4 月 1 日現在、鶴見工場、保土ヶ谷工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の 5 工場で減量化、資源化後の可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、近代的な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、焼却工場から発生する蒸気は、自家消費及び余熱利用施設へ供給するとともに発電に利用し、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

工場別焼却量

(単位：t)

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
鶴 見 工 場	347,081	326,504	308,201	273,713	249,489	273,686
港 南 工 場	216,239	201,652	187,854	162,027	74,979	-
保土ヶ谷工場	313,374	318,606	275,156	198,328	129,986	143,620
旭 工 場	156,299	155,844	143,066	126,256	131,798	130,416
金 沢 工 場	329,686	337,766	308,925	265,350	271,274	302,498
都 筑 工 場	230,543	227,110	290,713	269,332	182,764	167,549
合 計	1,593,222	1,567,482	1,513,915	1,295,006	1,040,290	1,017,769

港南工場は、平成 18 年 1 月に休止。

### (2) 焼却灰の有効利用

最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るため、焼却灰の有効利用をすすめています。

現在、金沢工場の焼却灰の一部を溶融スラグ化し、道路路盤材として有効活用するほか、鶴見工場の焼却灰の一部及び旭工場の飛灰をセメント原料化により資源化しています。金沢工場溶融施設では、18 年度に溶融飛灰取出し設備工事を実施し、19 年 4 月から溶融飛灰の資源化を開始しました。さらに、PFI手法を用いたセメント原料化処理についても、PFI法に基づく実施方針の策定、公表に向けた準備手続きをすすめています。

ごみ焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

工場名	号炉	15年度	16年度	17年度	18年度
鶴見	1	0.00016	0.012	0.0017	0.016
	2	0.00097	0.0016	0.011	0.0089
	3	0.014	0.00017	0.0040	0.018
港南	1	0.17	0.12	0.15	-
	2	0.11	0.11	0.21	-
	3	0.22	0.19	0.23	-
保土ヶ谷	1	0.042	0.038	0.019	0.0049
	2	0.028	0.017	0.040	0.017
	3	0.019	0.067	0.0069	0.0048
旭	1	0.000047	0.0014	0.0000084	0
	2	0.0026	0.000053	0.00014	0
	3	0.0018	0.0000016	0.000033	0.0000005
金沢	1	0.0011	0.0079	0.00026	0
	2	0.00072	0.000052	0.00021	0.0000010
	3	0.00083	0.00016	0.00045	0.000051
都筑	1	0.0019	0.0038	0.016	0.0057
	2	0.0067	0.0078	0.0048	0.093
	3	0.00040	0.0083	0.046	0.034

- ・ 排出基準値 1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)
- ・ 15年度は各工場とも2回測定の平均値。16年度からは1回測定の値。

### (3) 埋立処分

横浜市の埋立処分は、内陸部にある神明台処分地と臨海部海面の南本牧廃棄物最終処分場の2か所で行っています。

神明台処分地においては、焼却工場で排出する焼却残さ及び不燃性の一般廃棄物などを埋立処分しています。環境対策として埋立ごみに覆土をその日のうちに実施するとともに、ガス排気管を設置して埋立ごみ層内のガスを速やかに排出し、地盤の安定化の促進を図っています。また、場内からの浸出水については排水処理施設を設置し、適正に処理しています。

南本牧廃棄物最終処分場においては、焼却残さ等の一般廃棄物の他に産業廃棄物も埋立しており、内陸部処分場と同じく排水処理施設を設置し、場内からの余水を浄化するなど環境保全対策の実施に努めています。

なお、神明台処分地第7次 期埋立地については、平成20年度の開設に向け、年度内に工事を完了するとともに、南本牧ふ頭第5ブロック内に整備する新たな処分場については、平成26年度開設に向け、遮水護岸の地盤改良工事に着手します。

今後も、周辺環境に配慮し、安全で安定した埋立事業を進めていきます。

#### 一般廃棄物埋立量

(単位: t)

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
神明台処分地	30,757	29,631	143,289	114,475	115,381	124,789
南本牧処分場	276,252	274,042	142,422	108,257	51,990	26,975
計	307,009	303,673	285,711	222,732	167,371	151,764

#### (4) 焼却工場の余熱利用

横浜市内の5つの焼却工場（鶴見工場・保土ヶ谷工場・旭工場・金沢工場・都筑工場）から発生する蒸気は、工場内の機器運転、冷暖房、給湯に利用し、余剰蒸気は、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）へ供給しています。

また、蒸気タービン発電機により、発電を行っています。発電電力は、工場内の機器運転、照明等に消費するほか、余剰電力を電気事業者に売却し、鶴見工場では北部第二水再生センター、北部汚泥資源化センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等に、旭工場では余熱利用施設に、金沢工場では南部汚泥資源化センター、余熱利用施設（リネツ金沢）、金沢シーサイドラインに、都筑工場では余熱利用施設・北部地域療育センターに供給しています。

売電電力量は、約5万7千世帯（泉区相当）の電力を賄う量に相当します。また、売電収入はRPS法を活用し、電気分と環境価値分の売却により、平成18年度は約23億円となっており、運転経費の節減と熱エネルギーの有効活用を図っています。

平成18年度発電実績

（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所内消費量	売電電力量	余熱利用施設等
鶴見工場	107,188,200	38,108,830	65,368,823	3,710,547
保土ヶ谷工場	17,511,020	15,459,800	2,051,220	-
旭工場	41,127,120	16,596,490	24,060,750	469,880
金沢工場	145,388,340	59,988,240	83,390,370	2,009,730
都筑工場	57,090,370	21,295,440	33,401,568	2,393,362
計	368,305,050	151,448,800	208,272,731	8,583,519

注）鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター及び鶴見リサイクルプラザ消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量を含みます。

RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）

新エネルギーの導入拡大を目的として、電気事業者に新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務づけた法律です。RPS法の義務量の履行として、環境価値分を購入してもよいとされています。

（ごみ発電の内、生ごみや紙くずなどの生物に由来する廃棄物の焼却分は風力発電などと同様に新エネルギーとして認められています。）

環境価値分

新エネルギー等相当量と呼ばれ、電気そのものでなく有価証券のように売買が可能です。

(5) 廃棄物資源化技術の調査・研究

焼却灰の徹底した減量化・資源化を進め、埋立量の削減により、最終処分場の延命化を図っていくため、熔融処理により生産されるスラグについては道路下層路盤材以外の有効利用方法、また焼却灰については熔融以外のセメント原料等の有効利用方法の調査・研究を行っています。

(6) 排出禁止物・適正処理困難物

本市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、エアコン及び電気冷凍庫の5品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業とし行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可を与えた業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収集運搬業	100	103	103	103	105	105
処分業	3	4	5	8	9	10

## 5 環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

### (1) クリーントウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーントウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、行政が積極的に歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。また、清掃活動や美化活動など地域の自主的な取り組みなどを活性化させることも重要であることから、これらを支援する「にぎわい空間パートナーシップ美化事業」を実施するとともに、美化推進員による散乱防止PRなどの「啓発事業」、条例に則った自動販売機設置のための届出受付等を行っています。

また、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、美化推進重点地区の中から喫煙禁止地区を指定します。喫煙禁止地区では職員が巡回を行い、違反者には2,000円以下の過料が科されます。

美化推進重点地区における活動状況（平成18年度）

	都 心 部	各 区
重 点 地 区 数	5 か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区	20 か所 (除く西・中区)  各区主要駅周辺
合 計 面 積	357 ha	570 ha
美 化 推 進 員 数	13 人	92 人
歩行喫煙者等への啓発指導	80,223 件(うち♯1捨てた人への注意 1,709 件)	3,960 件(うち♯1捨てた人への注意 20 件)
自販機設置状況調査	905 件	
違反広告物除去枚数	0 枚	248 枚
歩道清掃(清掃日数)	156 日～208 日	72 日～219 日

## (2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、常習場所や不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、警報装置の増設など、防止策の強化を図っています。また、不法投棄物の早期発見や取り締まりの強化を図るため、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。

さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

### 不法投棄防止実績

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
夜間監視パトロールの実施	延 900 日	延 800 日	延 600 日	延 610 日	延 300 日
警報装置の設置	3 か所	2 か所	0 か所	2 か所	0 か所
防止立て看板の作成	255 本・脚有 385 枚・脚無 700 枚・プラ	1,480 枚 (プラスチック製)	160 本・脚有 205 枚・脚無 1300 枚・プラ	0 枚	290 本・脚有 290 枚・脚無
不法投棄処理	1,580 t	1,478 t	1,329 t	1,405 t	1,963 t
河川清掃及び沿岸不法投棄処理	733 t	518 t	474 t	425 t	413 t

処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

## (3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

### 放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
発見・通報	1,708	1,504	1,180	857	777
委員会諮問	902	876	559	320	299
諮問不要	-	-	49	99	69
本市撤去	715	792	523	381	357
自主撤去	951	859	688	524	469

撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。

# 第5 し尿処理

## 1 収集処理の状況

本市の、し尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理(下水道処理又は浄化槽処理)によるもの」に大別されます。

平成 18 年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約 361 万人のうち、くみ取り処理約 0.3%、浄化槽処理約 0.6%と推計されます。

## 2 終末処理の状況

平成 18 年度のし尿及び浄化槽汚泥の収集量は 41,602kl で、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後、水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

## 3 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内には資源循環局管理の公衆トイレが、平成 19 年 4 月 1 日現在 86 か所あります。清掃は、1 日 1 回行い、同時に薬剤の散布と施設の異常の有無を点検し、清潔の保持に努めています。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点に災害対策用トイレを配備しています。

## 4 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。平成 18 年度に申請受理した基数は 114 基で、その設置累計は 9,323 基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

### (1) 浄化槽設置の手続き

#### ア 建築確認申請等を要する場合

人員算定、浄化槽の構造等の内容について業務課浄化設備係で審査を行います。浄化槽設置者は審査終了後、建築確認申請書に浄化槽関係書類を添えて建築・宅地指導センター又は指定確認検査機関に提出します。

#### イ 建築確認申請等を要しない場合

建築確認を必要とせず、くみ取りトイレを水洗トイレに改造するため、新たに浄化槽を設置するときは、浄化槽設置者は浄化槽設置届出書(正・副各 1 通)を業務課浄化設備係に提出します。

### (2) 設置指導及び工事検査

浄化槽の新設・変更について、関係法令等に基づいて浄化槽設置の審査・指導及び工事検査を行っています。

平成 18 年度に行った工事検査件数は 646 件です。

### (3) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、平成 19 年 4 月 1 日現在、浄化槽の清掃業許可業者（19 社）が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るように指導しています。

平成 18 年度指導実績

ア 浄化槽立入指導

浄化槽管理者に対する清掃指導、相談処理及び定期検査に基づく改善等立入指導（126 基）

イ 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（192 基）

ウ 清掃業者等関係業者の指導

## 5 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

（単位：k l）

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
し 尿 量	14,439	13,559	12,686	11,658	11,229
浄化槽等汚泥量	33,168	31,789	29,971	27,863	30,373
総 収 集 量	47,607	45,348	42,657	39,521	41,602

## 第6 産業廃棄物

### 1 産業廃棄物

#### ア 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成17年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約1,135万トン（前年度比7.7%減少）です。中間処理等による減量化量は734万トン、再生利用量は約308万トン、埋立や海洋投入により最終処分される量は約94万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

（単位：千t/年）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
発生量	10,011	10,158	10,845	11,162	11,918	12,302	11,350
減量化量	5,835	6,228	6,743	7,145	7,589	7,758	7,339
再生利用量	2,203	2,285	2,730	2,875	3,033	3,073	3,076
最終処分(埋立,海洋投入)が必要な量	992	1,026	1,372	1,142	1,296	1,471	935

\*13年度から、減量化量・再生利用量・最終処分量は市外での中間処理分を含めて推計しています。

#### イ 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋め立て処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成18年度に市内で埋め立て処分された量は、約45,500トンでした。内訳は、自己処分160トン、処分業者による処分約9,700トン、市による処分約35,600トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、約869,000トンで、全て市内で発生した赤土及び建設汚泥（非水溶性無機性汚泥）です。

市内で稼働中の産業廃棄物最終処分場は、事業者及び民間処理業者が設置した施設がそれぞれ1施設、公共関与による施設が1施設あります。平成18年度末現在、民間処理業者の最終処分場については残容量が少なくなっており、かなり逼迫している状況になっています。

また、海洋投入処분을禁止するロンドン条約の批准等、環境保全のための法規制も厳しくなっています。

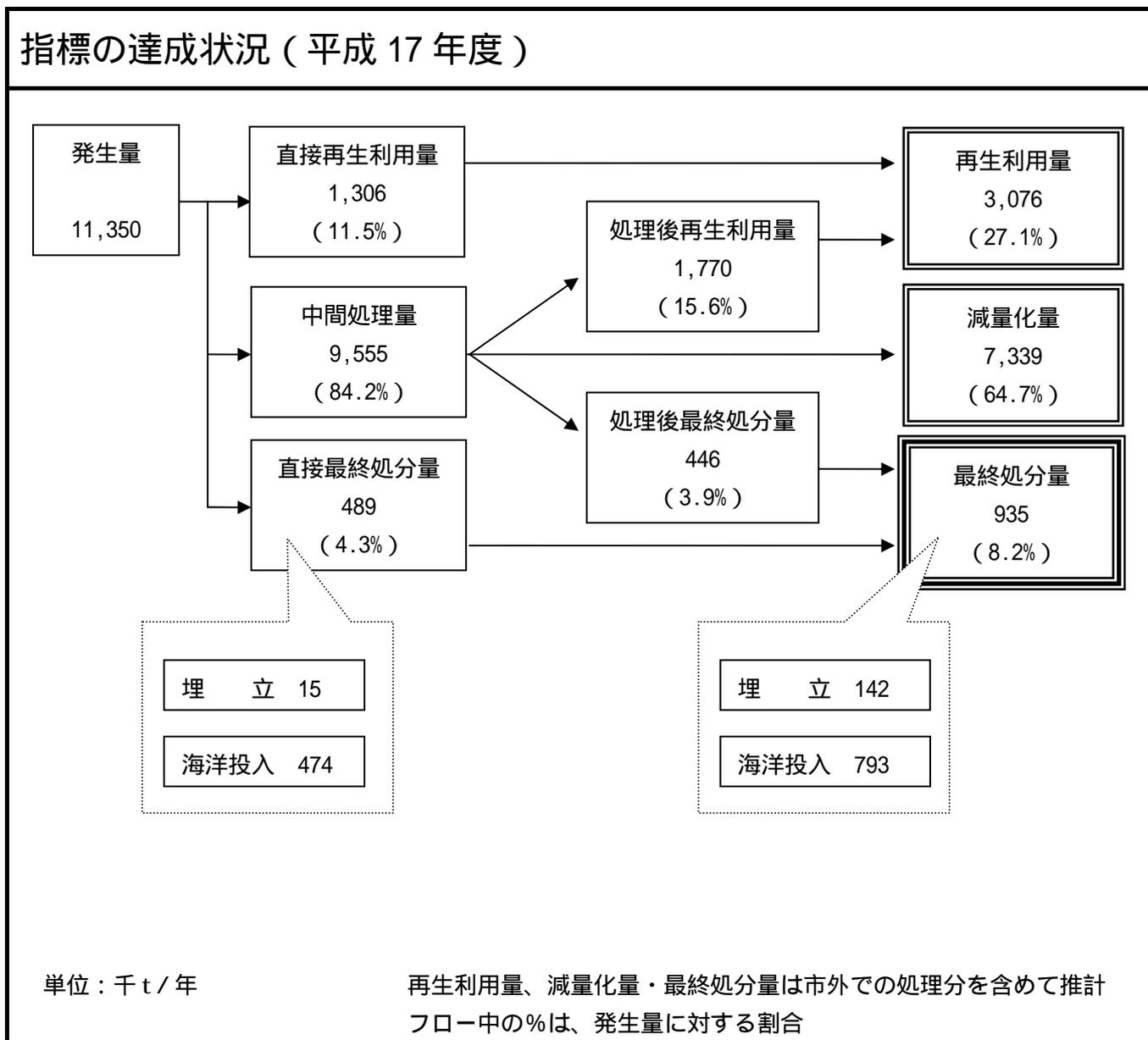
#### \*ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択され、1975年（昭和50年）に発効。日本は1980年（昭和55年）に批准。

## 2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進

<b>横浜市</b>  <b>環境目標</b>	適正処理が確保され、資源化、減量化の促進により処分量が極力抑制されている。
-------------------------------	---------------------------------------

<b>目標達成の</b>  <b>ための指標</b>	最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持を前提として予測した 141 万トンに対し、その 23%を削減した 109 万トンとする。
----------------------------------	---



### 3 第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画

横浜市では産業廃棄物行政の指針として、昭和60年から5年ごとに「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を策定しています。平成17年度に、第5次処理指導計画（平成18～22年度）を策定しました。

この計画に基づき、産業廃棄物の発生を抑制するとともに、再生利用の推進、循環的な利用、適正処理の促進を図り、「循環型社会」の実現を目指します。そのために、排出事業者・処理業者・市民・行政が必要な情報を共有し、各々の役割を担い「循環型社会」の実現に向け協働していきます。

（参考）

（単位 千トン）

	平成15年度	平成18年度	平成22年度		目標
	実績値	推計値	推計値	推計値 <sup>(注)</sup>	
発生量	11,918(100%)	12,031(100%)	12,488(100%)	12,358(100%)	-
再生利用量	3,033(25.4%)	3,029(25.2%)	3,084(24.7%)	3,192(25.8%)	92%
減量化量	7,589(63.7%)	7,796(64.8%)	8,175(65.5%)	8,137(65.9%)	
最終処分量	1,296(10.9%)	1,206(10.0%)	1,229(9.8%)	1,029(8.3%)	8%

\*カッコ内は各年度の発生量に対する割合

（注）平成22年度発生量推計値の業種別・廃棄物別に1%抑制し積算

### 4 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OBを中心とした専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。

苦情件数の推移

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数	93	147	96	125	163

### 5 排出事業者指導

市内に約11万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所の数は、約15,000です。これらの事業所を中心に立入指導を行って廃棄物の発生状況や処理・処分状況を指導監視しています。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成18年度の事業所立入件数は567件で、分析調査は69（延べ80）検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年1回産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約6,500事業所を対象に、処理・処分に関する報告書

を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

## 6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます。(処分業とは、焼却・破碎などの中間処理、埋め立て、海洋投入です。)

### (1) 許可件数の推移

(単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度
新規	568 (50)	581 (46)	598 (59)	588 (98)
変更	134 (18)	148 (19)	143 (14)	150 (24)
更新	584 (68)	867 (50)	821 (34)	773 (31)
合計	1,286 (136)	1,596 (115)	1,562 (107)	1,511 (153)

( )は内数 = 特別管理産業廃棄物処理業  
許可件数は許可内容(業の種類)ごとに集計

### (2) 産業廃棄物処理業許可業者数

年度 許可内容	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末
収集運搬	4,917	5,079	5,273	5,477
収集運搬 中間処理	92	106	109	107
中間処理	19	18	21	18
収集運搬 最終処分	2	2	1	0
最終処分	1	1	1	2
合計	5,031	5,206	5,405	5,604

### (3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

### (4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して定期的に現地審査や立入指導を行っています。

## 7 最終処分指導

市内で埋立処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、排水処理施設の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

## 8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

また、将来の廃棄物最終処分先を引き続き確保するため、南本牧埋立地において、新たな処分場の設置について手続きを進めていきます。

さらに、産業廃棄物のリサイクルを推進し最終処分量の減量化を図るため、神奈川県・川崎市とともに川崎市川崎区千鳥町に中間処理リサイクル施設を設置し、平成13年6月から受け入れを行っています。

## 9 特定廃棄物処分場跡地利用

産業廃棄物処分場跡地も様々な土地利用の対象になっています。その中で、例えば、過去の土地に関する情報把握が不十分なまま開発等が行われ、掘削工事段階で産業廃棄物処分場跡地であったことが判明して、トラブルとなるケースもあります。

そこで、平成15年度施行の「横浜市生活環境の保全等に関する条例」において、特定廃棄物処分場設置者による処分場に関する記録の作成と、当該処分場跡地を利用する者による届出等について義務付けを行いました。

また、条例施行前の平成6年10月から既に「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」を施行し、これに基づく跡地利用指導も行ってきました。この要綱では、条例対象外の処分場（法規制対象外の処分場）も対象としており、着工前の事前調査や対策計画の事前承認等を義務付けています。

平成18年度は、条例の届出対象となる跡地利用はありませんでしたが、要綱に基づく跡地利用指導が5件ありました。

## 10 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、建設リサイクル法に基づく届出書等の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事についても、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出の審査及び現場パトロール等により分別解体及び石綿対策等の指導を行っています。

- ・ 建設リサイクル法：平成12年5月31日公布  
平成14年5月30日本格施行
- ・ 指導要綱：平成17年11月14日制定  
平成17年11月24日施行

## 届出等の件数

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法	届出	3,531	5,938	6,269	6,720	7,584
	通知	1,320	1,740	1,693	1,305	1,302
計		4,851	7,678	7,962	8,025	8,886
要綱		-	-	-	479	1,612
計		4,851	7,678	7,962	8,504	10,498
現地指導調査		87	516	318	252	376

## 11 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されました。

更に、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

登録・許可業者数(平成19年3月末現在)

登録業者		許可業者	
引取業	1,015	解体業	60
フロン類回収業	151	破砕業	12

# 第7 研 修 ・ 厚 生

## 1 職員研修

各種研修により職員の資質向上に努めています。

- ・ 技能職員年齢別研修
- ・ 資源循環指導員研修
- ・ 人権啓発研修
- ・ 新採用及び局配置転換職員研修
- ・ 普通救命講習（平成16年2月より、救急救命技術をマスターするために実施）
- ・ 応急手当普及員講習（平成16年5月に実施し、各事務所に配置）
- ・ 資源循環研修会
- ・ 夜間自己啓発研修
- ・ 接遇研修

## 2 衛生管理

資源循環局の業務特性から、職員の健康確保のため、行政運営調整局にて実施する定期健康診断の他に、作業内容に応じた特別健康診断を実施します。

### (1) 特別健康診断等

破傷風予防接種、高熱・騒音健康診断、じん肺健康診断、埋立処分地（硫化水素中毒予防）健康診断、腰痛健康診断

### (2) その他

作業用被服のクリーニング、救急薬品の配付

## 3 事故防止対策

各種の労働衛生教育や諸施策を講じ、事故防止に努めています。

### (1) 労働衛生教育等

交通安全講習会、安全作業マニュアル研修、交通事故再発防止研修、安全運転技術研修

### (2) 諸施策

安全衛生委員会、交通事故防止連絡会

## 4 その他

職員住宅を運営しています。

## 第8 (財)横浜市資源循環公社

廃棄物の適正な処理、処分と資源化再利用を行い、横浜市廃棄物処理事業の円滑な推進を支援するとともに、市民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的に、横浜市資源循環公社を設立し、事業を行っています。

### 1 概要

(1) 設立年月日

昭和55年10月1日

(2) 所在地

横浜市中区桜木町1丁目1番地の56

横浜市みなとみらい21・クリーンセンター6階

(3) 基本財産(平成19年4月1日現在)

10,000千円

### 2 事業内容

(1) 南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業

南本牧廃棄物最終処分場の管理並びに搬入される廃棄物の点検、検量、埋立処分及び処分費の徴収等を行っています。

(2) 廃棄物管路収集施設管理運営事業

みなとみらい21地区から排出される廃棄物を、空気の流れを利用した輸送システムにより収集する施設の管理運営を行っています。

(3) クリーンセンタービル管理事業

横浜市みなとみらい21・クリーンセンタービルの事務室施設の管理を行っています。

(4) グリーンコンポスト施設管理運営事業

公共事業で発生する樹木のせん定枝を粉砕・堆肥化し、グリーンコンポスト(土壌改良材)を製造し、緑化推進事業への利用と農家等への供給を行っています。

(5) 資源選別施設管理運営事業

分別収集により集められた資源物(缶・びん・ペットボトル等)の選別・資源化施設の管理運営を行っています。

(6) 粗大ごみ受付収集事業(収集区:港南・磯子・金沢・戸塚・栄)

市民から申し込みを受けた粗大ごみを収集しています。また、市民が直接粗大ごみを持ち込むストックヤードの管理運営を行っています。

(7) 資源回収センター管理運営事業

資源物を資源集団回収や分別収集に出せない市民のために、随時受け入れができる資源回収センターの管理運営を行っています。

(8) 神明台処分地スポーツ施設管理運営事業

神明台処分地のスポーツ施設及び多目的広場等の管理運営を行っています。

(9) 輸送事務所管理運営事業

横浜市が収集した家庭ごみを効率的に搬送するため、大型車に積み替えて焼却工場へ運搬する輸送事務所の管理運営を行っています。

(10) 指定管理者としてのリサイクル施設の管理運営事業

港南リサイクルプラザ、青葉リサイクルプラザ及び神奈川リサイクルコミュニティセンターの3つのリサイクル施設について、指定管理者として管理運営を行っています。

なお、神奈川リサイクルコミュニティセンターについては、エコライフかながわ活動機構との共同事業体として指定を受けています。

(11) 搬入土砂監視検査事業

建設発生残土の搬入土砂監視・検査を行っています。

(12) 南本牧処分場陸地部有効活用事業

処分場陸地化部分の一部をコンテナ用シャーシの置き場として貸付ける事業を行っています。

(13) せん定枝分別搬送事業

造園業者等により金沢工場内に搬入されたせん定枝を、草等の異物を除去し、グリーンコンポスト施設への搬送を行っています。

## 第 9 手数料関係

### 1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

種 別	取 扱 区 分	手 数
		通 常 の 場 合
		額
動物の死体		1 個につき 6,500 円
し尿	第 26 条第 1 項第 4 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器 1 基につき 3,000 円
動物の死体 以外の一般 廃棄物	(1) 第 26 条第 1 項第 3 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1 キログラムにつき 26 円
	(2) 第 26 条第 1 項第 5 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額
	(3) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	1 キログラムにつき 26 円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第 44 条第 3 項の規定に基づき規則で定める額を加算する。
	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合	1 キログラムにつき 13 円
	(2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき	1 立方メートルにつき 3,250 円
産業廃棄物	(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1 キログラムにつき 13 円
	(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1 立方メートルにつき 3,250 円
	(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第 6 条第 1 項第 3 号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1 キログラムにつき 13 円
	(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1 キログラムにつき 15 円 50 銭

(平成19年4月1日現在)

料 及 び 費 用		徴 収 方 法
特 別 に 加 算 す る 場 合		
基 準	額	
		その都度徴収する。
		収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)または納入通知書により徴収する。
処理が通常の方法により難しい場合	5割相当額	(1) 2か月を1期とし、納入通知書により徴収する。  (3) 収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)により徴収する。
		その都度徴収する。
処分が通常の方法により難しい場合	5割相当額	その都度徴収する。

## 2 ごみ処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	ごみ処理手数料	備 考
昭和 26.9	2 斗 入 (4.5kg)	5 円	昭和 26. 8 市じん芥条例の制定
29.10	"	5 円	昭和 29.10 清掃法施行に伴う市条例の制定
33.12	5 キログラム	5 円	昭和 33.10 計量法改正に伴う改正
37. 4	1 キログラム	70 銭	昭和 37. 4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)
40. 8	"	1 円	昭和 40. 8 市清掃規則の一部改正
41. 4	"	2 円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	"	〔処分地搬入 1 円 50 銭 工場搬入 2 円〕 6 円	昭和 46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
49. 4	"	〔処分地搬入 2 円 工場搬入 3 円〕 7 円	昭和 49. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
51. 4	"	(施設搬入 3 円 50 銭) 11 円	昭和 50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	"	(施設搬入 5 円) 15 円	昭和 52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	"	(施設搬入 6 円) 17 円	昭和 58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5. 4	"	(施設搬入 9 円 50 銭) 26 円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
9. 1	"	粗大ごみ 1 和ガラムにつき 26 円を基準として規則で定める	平成 8. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正
13. 4	"	(施設搬入 13 円)	平成 12.12 " 平成 13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正

### 3 動物死体処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	動物死体処理手数料	備 考
昭和 26.9	1個につき	200円	昭和29.10 清掃法 昭和30.1 業者委託
41.4	"	400円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正
47.2	"	500円	昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
51.4	"	1,200円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
52.4	"	1,500円	昭和52.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53.4	"	2,000円	昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59.2	"	2,500円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5.4	"	3,000円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
13.4	"	4,500円	平成12.12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正 平成13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正
17.4	"	6,500円	平成17.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正